

## 事 務 事 業 評 価 シ ー ト

評価対象年度	平成 24 年度
--------	----------

【事務事業の基本的事項】

事務事業名	緊急通報装置給付、貸与事業			
担当課係名	長寿支援 課	長寿いきがい 係	作成者	草薙 拓也
総合計画での位置づけ	施策の大綱	すべての生命を慈しむ健康福祉のまち		総合計画のページ  54
	基本計画	高齢者福祉と介護保険事業の充実		
	主要施策	生活環境の整備推進		
予算費目	一般 会計	3 款 民生費	1 項 社会福祉費	3 目 老人福祉費
事業期間	平成 年度 ~ 平成 年度		新規/継続の区分	継続
性質区分	<input checked="" type="checkbox"/> 市民サービス     <input type="checkbox"/> 公共事業     <input type="checkbox"/> 施設維持管理     <input type="checkbox"/> 補助金     <input type="checkbox"/> 内部管理			
根拠法令等	仙北市緊急通報装置給付、貸与事業運営要綱			
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務			
運営方法	<input type="checkbox"/> 直 営 <input checked="" type="checkbox"/> 直営 (一部民間委託) <input type="checkbox"/> 民間委託 (全部) <input type="checkbox"/> 補 助			

【事務事業の実施内容】

事業の対象 (誰のため・何を)	おおむね65歳以上のひとり暮らし老人、ひとり暮らしの重度身体障害者等、寝たきり老人又はこれに準ずると市長が認めた者を抱える高齢者のみの世帯に対し緊急通報装置を貸与する。
事業の目的・意図 (どういう状態にしたいのか)	利用者が急病や災害等の緊急時に、協力員又は関係機関が迅速かつ適切な対応を図るため。
事業の内容 (どのような業務、活動を行うのか)	ごく簡単な操作により緊急事態等を自動的に通報することが可能な機器を貸与し、生活相談等においてはサブセンター（仙北市社協）にて、緊急事態においては中央受信センター（秋田県社協）にて対応している。その後、必要に応じ協力員又は関係機関が出向する。

【事務事業の推移】

		項 目		単位	23年度実績		24年度実績		
					23年度実績	24年度実績			
効果	活動指標	利用者数	目標	人	105	105			
			実績	人	93	89			
			達成度	%	88.6%	84.8%			
	成果指標	設置台数	目標	台	105	105			
			実績	台	93	89			
			達成度	%	88.6%	84.8%			
投下コスト	項 目		総事業費		23年度決算額(千円)	24年度決算額(千円)			
	事業費(人件費を除く)(A)				2,366	2,362			
	人 件 費 (B)		—		848	829			
	職 員 数		—		0.10	0.10			
	職員平均人件費		—		8,479	8,286			
	(A) + (B) 投下コスト		—		3,214	3,191			
	財源内訳	国 庫 支 出 金				0	0		
		県 支 出 金				0	0		
		地 方 債				0	0		
		そ の 他				0	0		
		一 般 財 源				3,214	3,191		
単位コスト	活動指標1単位当たりコスト(円)		—		34,559	35,854			
	市民1人当たりのコスト(円)		—		108	109			

【事務事業の今までの成果】

民生委員や仙北市社協への生活相談等を通じ貸与していることから、利用ニーズに応えることが出来ていると思われる。しかし、介護保険施設等の社会資源整備が進んだことにより、在宅生活困難者が介護保険施設等への入所（入居）のため利用中止となる人が多く、利用者は減少傾向にある。

【事務事業を取巻く環境】

国・県・他自治体の動向	近隣市町もほぼ同様の制度で実施している。
事業に対する市民の意見 (事業に対する期待、要望、苦情等)	高齢者を支えるのも高齢者となっている時代であることから、安心、安全に暮らすことが出来る社会にしてもらいたい。(ふれあい安心電話協力員会議より)

【一次評価】

判定	事業の方向性	判定に至った理由
C 2	A 現状のまま継続（実施）	業務委託が可能である法人が社会福祉協議会のみならず民間業者もこの事業に参入しており、秋田県内では平成24年度から秋田市が民間業者へ委託しこの事業を実施していることから、見直しも必要とのことでC2判定とした。
	B 1 見直しの上で継続（拡大）	
	B 2 見直しの上で継続（手段改善等）	
	B 3 見直しの上で継続（縮小）	
	C 1 大幅な見直しの上で継続（拡大）	
	C 2 大幅な見直しの上で継続（手段改善等）	
	C 3 大幅な見直しの上で継続（縮小）	
	D 休止・廃止（統合を含む）を検討する事業	
	E 終了（完成及び目的を達成し終了した事業）	

※一次評価の判定がB～Dのときは、下記に必ず記入すること。

【具体的な今後の取組内容（改善の方向性、対象、意図、手段等について記載すること。）

前述のとおり、業務委託が可能である法人が社会福祉協議会のみならず民間業者もこの事業に参入しており、秋田県内では平成24年度から秋田市が民間業者へ委託しこの事業を実施している。地域包括支援センターの地域支援事業として実施していることから、事業費の財源も介護保険の財源が充てられている。しかし、仙北市の介護保険制度の運営は2市1町で構成される一部事務組合で行っていることから、構成市町との協議も必要であり、平成21年度に仙北市社協へ設置したサブセンター通信機器の利活用の可否について検討も行う必要があるなど課題は多い。

【二次評価】

判定	判定に至った理由
C 2	高齢者の増加に伴い必要な事業である。委託事業者の選定も含め手法について改善し、実施すべきと考えます。

